

保険料の計算のしかた

下の表は、国民健康保険に4人加入している場合で、平成7年中の4人の賦課基準額の合計が157万円、平成8年度の固定資産税額が3万円という世帯の例です。

それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間の保険料が25万300円。この額が納入金額となります。(100円未満の端数が出た場合には切り捨て)。さらに4月から6月の3カ月で、6万3,000円納めていますので、この額を差し引いた残りの18万7,300円を9か月で割ったものが精算後の月額保険料となります。

〈例〉

区 分	賦 課 基 準	料 率	算 出 額
所 得 割	1,570,000 円	9.00 %	㊦ 141,300 円
資 産 割	30,000 円	30.00 %	㊩ 9,000 円
均 等 割	4 人	20,000 円	㊪ 80,000 円
平 等 割	1 世 帯 当 たり	20,000 円	㊫ 20,000 円
算 出 年 額 ㊦ + ㊩ + ㊪ + ㊫	条 例 に よ る 減 額 均 等 割 分 平 等 割 分	限 度 超 過 額	異 動 に よ る 調 整 額
㊬ 250,300 円	㊭ ㊮	㊯	㊰ 円
納 入 年 額 ㊬ - ㊭ - ㊮ - ㊯ ± ㊰	前月までに納入すべき額	差引納入額 ㊯ - ㊰	精 算 後 の 納 入 額 7 月 8 月 からの 月 額
㊱ 250,300 円	㊲ 63,000 円	187,300 円	20,900 円 20,800 円



平成8年度

国民健康保険料の料率決定と計算方法

①所得割… 賦課基準額 × $\frac{9.00}{100}$
(平成7年度 $\frac{7.90}{100}$)

②資産割… 土地・家屋にかかる
固定資産税額 × $\frac{30.00}{100}$
(平成7年度 $\frac{30.00}{100}$)

③均等割… 被保険者数 × 20,000円
(平成7年度 15,000円)

④平等割… 1世帯につき × 20,000円
(平成7年度 17,000円)

料率の決定にあたっては、平成8年度の医療費を推計したうえで保険料の賦課割合や、当市の国保財政の現状などを考慮して決定いたしました。

料率は左の表のとおりで、これら①～④までの合計額が今年度の保険料になります。そのうち4月から6月までの暫定保険料を差し引いた金額が今後9カ月間で納めていただく額になります。

賦課基準額の求め方

■給与所得の場合

〈給与収入額300万円の場合〉

収入額 (給与支払額)	給与所得控除	基礎控除33万円 割増控除2万円
300万円	給与所得 192万円	賦課基準額 157万円

■営業所得の場合

〈営業所得100万円、専従者給与がある場合〉

営業所得 100万円	+	専従者給与 90万円	-	(基礎控除) 33万円	=	賦課基準額 157万円
(必要経費控除額)						

※専従者給与があるときは、営業所得にプラスします。
(専従者の給与所得はゼロ)

■公的年金等の収入の場合

〈年金収入額376万円の場合〉
〈昭和6年1月1日以前に生まれた人〉

収入額 376万円	所得へ換算	基礎控除33万円 + 割増控除17万円
	207万円	157万円

※賦課基準額算定にあたっては、住民税と異なり、所得控除のうち、基準控除以外の各種控除(配偶者、扶養、老年人、医療費、社会保険料控除など)は適用されません。

便利で確実な口座振替制度のご利用を

◆手続き◆

- 1 預金口座のある銀行、信用金庫、農協、郵便局などの金融機関で取り扱います。
- 2 「印かん」、「預金通帳」、「保険料の納付書」を持参してください。
- 3 金融機関にある「口座振替依頼書」に必要な事項を記入して窓口で申し込んでください。

詳しくは、保健課保険給付係
(内線133・138)までお問い合わせください。

口座振替制度の利用手続きをすると、納付期日に合わせて、あなたの指定の口座から自動的に納付されますので、納め忘れということがありません。また、納期ごとに金融機関へ行く必要がありませんので、多忙な人には大変便利です。

